

新旧対照表（法人番号システム Web-API 機能利用規約）

（注）下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法人番号システム Web-API 機能利用規約 国税庁が提供する法人番号システム Web-API 機能（以下「本機能」といいます。）については、下記の全ての条項に同意していただいた上でご利用ください。 記 第1条（目的） 本利用規約は、本機能の利用に<u>当たって</u>同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。 第2条（定義） 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。 一 「<u>本機能</u>」とは、<u>国税庁が運用する法人番号システム以外のシステムから法人番号システムに対してインターネットを通じて情報取得に関する要求を送信することで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」といいます。）の情報（国税庁法人番号公表サイトにおいて公表しているものに限ります。）</u>を取得することを可能とする機能をいいます。 二 「利用者」とは、<u>国税庁からアプリケーション ID の発行を受けて本機能を利用する者を</u>いいます。 <u>（削除）</u> 三 「国税庁法人番号公表サイト」とは、<u>番号法</u>の規定に基づき法人番号保有者の1．商号又は名称、2．本店又は主たる事務所の所在地及び3．法人番号を公表するためのウェブサイト<i>を</i>いいます。 四 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」とは、適格請求書発行事業者の情報を公表するためのウェブサイト<i>を</i>いいます。 五 「適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能」とは、<u>国税庁が運用する適格請求書発行事業者公表システム以外</u>のシステムから<u>適格請求書発行事業者公表システムに対して</u>インターネットを通じて情報取得に関する要求を送信することで、適格請求書発行事業者の情報を取得することを可能とする機能をいいます。 六 「アプリケーション ID」とは、本機能及び適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能（以下「本機能等」といいます。）<u>を利用する者を</u>特定するために国税庁が<u>当該利用する者に</u>発行する符号をいいます。 七 「アプリケーション ID 発行届出情報」とは、<u>アプリケーション ID の発行を受けるために</u>国税庁適格請求書発行事業者公表サイトを利用して<u>届け出る</u>、本機能等を利用しようとする者の法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の情報をいいます。 八 「コンテンツ」とは、本機能が提供する情報をいいます。	法人番号システム Web-API 機能利用規約 国税庁が提供する法人番号システム Web-API 機能（以下「本機能」といいます。）<u>のご利用</u>については、下記の<u>利用規約</u>の全ての条項に同意していただいた上で、<u>本機能</u>をご利用ください。 記 第1条（目的） 本利用規約は、<u>国税庁が提供する</u>本機能の利用に<u>関し、利用者に</u>同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。 第2条（定義） 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。 一 「<u>法人番号システム Web-API 機能</u>」とは、<u>利用者のシステムからインターネット等</u>を通じて情報取得に関する要求を送信することで、<u>利用者のシステムで必要な法人番号保有者の情報を取得すること</u>を可能とする機能をいいます。 二 「利用者」とは、本機能を利用し、法人番号保有者の情報を取得しようとする者をいいます。 三 「<u>法人番号保有者</u>」とは、「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成25年法律第27号）の規定により法人番号の指定を受けた者をいいます。 四 「<u>国税庁法人番号公表サイト</u>」（以下「<u>公表サイト</u>」<u>と</u>いいます。）とは、法人番号保有者の1．商号又は名称、2．本店又は主たる事務所の所在地及び3．法人番号を公表するためのウェブサイト<i>を</i>いいます。 五 「<u>国税庁適格請求書発行事業者公表サイト</u>」（以下「<u>適格請求書発行事業者公表サイト</u>」<u>と</u>いいます。）とは、適格請求書発行事業者の情報を公表するためのウェブサイト<i>を</i>いいます。 六 「<u>適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能</u>」とは、<u>利用者のシステムからインターネット等</u>を通じて情報取得に関する要求を送信することで、<u>利用者のシステムで必要な適格請求書発行事業者の情報を取得すること</u>を可能とする機能をいいます。 七 「<u>アプリケーション ID</u>」（以下「<u>ID</u>」<u>と</u>いいます。）とは、本機能及び適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能（以下「本機能等」といいます。）<u>の利用者を</u>特定するために国税庁が<u>利用者に</u>提供する符号をいいます。 八 「<u>アプリケーション ID 発行届出情報</u>」とは、適格請求書発行事業者公表サイトを利用して <u>ID の発行を届け出るために作られる</u>、本機能等を利用しようとする者の法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の<u>利用者情報</u>をいいます。 九 「コンテンツ」とは、本機能が提供する情報をいいます。

新旧対照表（法人番号システム Web-API 機能利用規約）

（注）下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第3条（利用の届出） 1 本機能を利用しようとする者は、アプリケーション ID 発行届出情報を<u>国税庁適格請求書発行事業者公表サイトからインターネット経由で送信する方法により国税庁に届け出るもの</u>とします。 2 アプリケーション ID 発行届出情報のうち、メールアドレスは、別の<u>アプリケーション ID の発行の際に使用していないメールアドレス一つ</u>を届け出るものとします。 3 利用者は、<u>発行済のアプリケーション ID に係る法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の情報</u>に変更が生じた場合は、<u>変更情報を国税庁適格請求書発行事業者公表サイトからインターネット経由で送信する方法により、速やかに国税庁に届け出るもの</u>とします。 第4条（アプリケーション ID の通知及び管理等） 1 国税庁は、前条第一項で届出のあった<u>アプリケーション ID 発行届出情報</u>を確認した上で、<u>アプリケーション ID</u>を発行し、当該<u>アプリケーション ID</u>をメールで利用者に通知します。 2 利用者は、通知を受けた<u>アプリケーション ID</u>の管理責任を負うものとします。 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。 一 <u>アプリケーション ID</u>が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合 二 <u>アプリケーション ID</u>を亡失した場合 三 <u>アプリケーション ID</u>の利用を停止する場合 4 国税庁は、前項第一号に基づく連絡があった場合又は<u>アプリケーション ID</u>が第三者によって不正に利用されている若しくは不正な利用が疑わしいと判断した場合は、本機能の利用を直ちに停止することができるものとします。 5 国税庁は、3年以上本機能等にアクセスした事績がない<u>アプリケーション ID</u>について、利用停止措置を講じることができるものとします。 （削除） 第5条～第7条 （省略） 第8条（利用可能時間及び利用の停止等） 1 （省略） 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に<u>国税庁法人番号公表サイト</u>に掲載して、本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、<u>国税庁法人番号公表サイト</u>に掲載することなく本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。 一～三 （省略） 3 （省略）	第3条（利用の届出） 1 本機能を利用しようとする者は、<u>「アプリケーション ID 発行届出情報」</u>を適格請求書発行事業者公表サイトからインターネット経由で送信する方法により<u>利用者情報</u>を国税庁に届け出るものとします。 2 アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、<u>既に発行された ID にも適用されるものとします。また、アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは一つとします。</u> 3 利用者は、<u>利用者情報</u>に変更が生じた場合は、適格請求書発行事業者公表サイトから<u>変更情報</u>をインターネット経由で送信する方法により、速やかに国税庁に届け出るものとします。 第4条（ID の通知及び管理等） 1 国税庁は、前条第一項で届出のあった<u>利用者情報</u>を確認した上で、ID を発行し、当該 ID をメールで利用者に通知します。 2 利用者は、通知を受けた ID の管理責任を負うものとします。 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。 一 ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合 二 ID を亡失した場合 三 ID の利用を停止する場合 4 国税庁は、前項第一号に基づく連絡があった場合又は ID が第三者によって不正に利用されている若しくは不正な利用が疑わしいと判断した場合は、本機能の利用を直ちに停止することができるものとします。 5 国税庁は、<u>次の各号のいずれかの日から3年を経過する日までの期間、利用者が ID を使用して、本機能等にアクセスした事績がない場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> 一 <u>最後に本機能等へのアクセスがあった日</u> 二 <u>前号に該当しない場合は ID を発行した日</u> 第5条～第7条 （同左） 第8条（利用可能時間及び利用の停止等） 1 （同左） 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に公表サイトに掲載して、本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、公表サイトに掲載することなく本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。 一～三 （同左） 3 （同左）

新旧対照表（法人番号システム Web-API 機能利用規約）

（注）下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第9条（禁止事項） 1 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。 一～四 （省略） 五 <u>アプリケーション ID を第三者に譲渡、貸与又は開示すること</u> 2 国税庁は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他国税庁が必要と認める場合は、利用者に対し、利用状況又は利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供について、内容の聴取ができるものとし、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善要求ができるものとします。 3 国税庁は、利用者が第一項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合又は第3条各項により届け出ている<u>メールアドレス及び電話番号</u>で連絡がつかず、前項の内容の聴取ができない場合は、本機能の利用を停止することができるものとします。 第10条（免責） 1 本機能の利用に当たり、利用者又は第三者が被った損害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。 2 <u>前項の規定にかかわらず、国税庁と利用者との間における法律関係が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、国税庁の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、利用者本人又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、国税庁は損害賠償責任を負うものとします。</u> <u>（削除）</u> 第11条（個人情報の取扱い） 国税庁は、本機能の利用により取得した個人情報は、<u>国税庁法人番号公表サイト</u>に定める個人情報保護方針により取り扱います。 第12条（本利用規約の改正） 1 （省略） 2 国税庁は、本利用規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに<u>国税庁法人番号公表サイト</u>において本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。 3 （省略）	第9条（禁止事項） 1 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。 一～四 （同左） 五 ID を第三者に譲渡、貸与又は開示すること 2 国税庁は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他国税庁が必要と認める場合は、利用者に対し、利用状況又は利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供（以下「<u>アプリケーション等の提供</u>」といいます。）について、内容の聴取ができるものとし、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善要求ができるものとします。 3 国税庁は、利用者が第一項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合又は第3条各項により届け出ている<u>利用者情報</u>で連絡がつかず、前項の内容の聴取ができない場合は、本機能の利用を停止することができるものとします。 第10条（免責） 本機能の利用に当たり、利用者又は第三者が被った損害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。 <u>（新設）</u> 第11条（補償） <u>利用者は、アプリケーション等の提供及び ID の管理について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。</u> 第12条（個人情報の取扱い） 国税庁は、本機能の利用により取得した個人情報は、公表サイトに定める個人情報保護方針により取り扱います。 第13条（本利用規約の改正） 1 （同左） 2 国税庁は、本利用規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに公表サイトにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。 3 （同左）

新旧対照表（法人番号システム Web-API 機能利用規約）

（注）下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第13条（準拠法及び裁判管轄） 1 （省略） 2 （省略） <u>3 前項の規定は、国税庁と利用者との間における法律関係が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合には適用しないものとします。</u> 第14条 （省略） 附則 本利用規約は、平成27年5月29日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、平成29年4月3日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、平成30年12月10日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和3年8月1日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和3年10月1日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和5年4月1日から施行します。 <u>附則（一部改正）</u> <u>本利用規約は、令和8年9月24日から施行します。</u>	第14条（準拠法及び裁判管轄） 1 （同左） 2 （同左） <u>（新設）</u> 第15条 （同左） 附則 本利用規約は、平成27年5月29日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、平成29年4月3日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、平成30年12月10日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和3年8月1日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和3年10月1日から施行します。 附則（一部改正） 本利用規約は、令和5年4月1日から施行します。 <u>（新設）</u>